



令和3年9月号（広告）
2021年9月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第172号
発行担当者 三宅美見子

8月を振り返るとオリンピックやパラリンピックに感動したり、コロナの感染が爆発的に広がったり、日本全国で大雨による甚大被害に見舞われたり、とても色々な事があった月でした。コロナや大雨の被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。そんな慌ただしい中でも、全国で最低賃金の値上げの発表（まだ県としての発表出ていません）、雇用保険料の引き上げの検討、キャッシュレス決済手数料の10月から有料化発表など、経営に直結するような様々なニュースがありました。また税制についても暦年贈与と廃止・生前贈与の内容変更が、今後の税制改正に出てくる**かもしれない**というニュースがありました。そういったニュースについても今後も注視していきたいですね。今月のテーマは中でも現行の贈与税について改めて一部ですが、ご紹介致します。

今月のテーマ：贈与税

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、**相続税を補完する**役割を果たしています。会社など法人から財産をもらったときは贈与税はかかりませんが、所得税がかかります。また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされて贈与税がかかります。ただし、死亡した人が自身を被保険者として保険料を負担していた生命保険金を受け取った場合は、贈与税でなく相続税の対象となります。贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

暦年課税

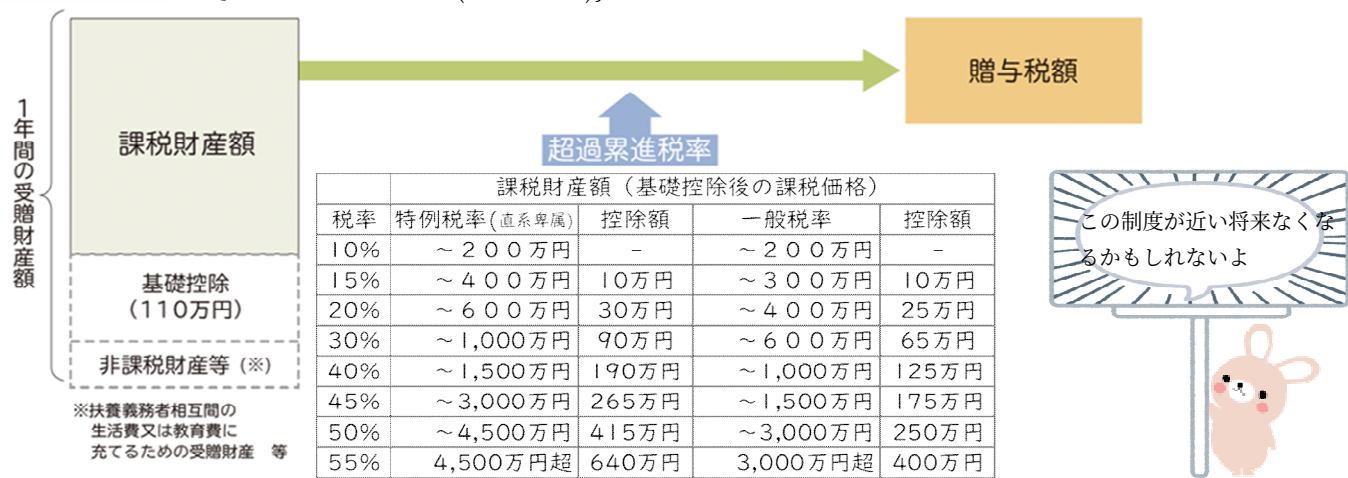
1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。

贈与税の計算と税率（暦年課税）

贈与税の計算は、まず、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。続いて、その合計額から基礎控除額110万円を差し引きます。次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。

1. 暦年課税の仕組み

{贈与額－基礎控除(110万円)}×税率－控除額＝納めるべき贈与税



【特例贈与財産用】（特例税率）

直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）※への贈与税の計算に使用します。

※ 「その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）」とは、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系卑属のことをいいます。例えば、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などに使用します。（夫の父からの贈与等には使用できません）

【一般贈与財産用】（一般税率）

「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に繋がるといった点が期待されます。こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与税に一律20%の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する新しい相続時精算課税制度の検討が進んでいます。

相続時精算課税

贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

贈与税の計算(相続時精算課税の選択をした場合)

受贈者は「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を掛けた金額を算出し、その合計額が贈与税額となります。

2. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、 1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参 考】 暦年課税の場合
贈与時	①贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 ×20% 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額（贈与時の価額）を 相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円< 基礎控除:4,800万円 ・無税 ・贈与時の納付 税額100万円は還付	無税
相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：20歳（※）以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫 ※令和4年4月1日以後の贈与については18歳		合計納税額 0円	1,036万円
		相続税基礎控除額計算式 基礎控除＝3,000万円＋（法定相続人の数×600万円）	

上記の場合では相続時精算課税の方が結果として納税額が安くなっていますが、**相続財産が多い場合などは、相続時精算課税の方が高くなるケースがあります。** 相続時精算課税を選択した場合、**その後の撤回はできません。** また、相続時精算課税の特別控除を受けるためには、贈与税の期限内申告が必要です。なお、相続時精算課税を選択した場合、その選択に係る贈与者が死亡したときの相続税の課税価格に、その贈与者から贈与により取得した財産の贈与時の価額を加算することとなります。他に相続時精算課税を使って宅地を贈与した場合その宅地について小規模宅地の特例を受けることが出来なくなります。

相続時精算課税の制度を検討される場合は弊社まで必ずご相談ください。

申告と納税

贈与税がかかる場合及び相続時精算課税を適用する場合には、財産をもらった人が申告と納税をする必要があります(110万の範囲内の暦年課税の場合は申告は不要)。申告と納税は、財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日の間に行ってください。なお、相続時精算課税を適用する場合には、納税額がないときであっても財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日の間に申告する必要があります。税金は金銭で一度に納めるのが原則ですが、贈与税については、特別な納税方法として延納制度があります。延納は何年かに分けて納めるものです。この延納を希望する方は、申告書の提出期限までに税務署に申請書などを提出して許可を受ける必要があります。

注：贈与税については、財産を贈与した方と贈与を受けた方との間で連帯納付の義務があります。

今回贈与税について一部をご紹介させていただきました。他にも不動産の譲渡の場合や住宅取得の際などの贈与など他、様々な場合によって計算方法など取扱が異なる事がございます。**具体的な税金の計算や取扱いに付きましては弊社までご連絡ください。**

出典：国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4402.htm>他）（令和3年8月16日に利用し、加工して作成）

出典：財務省ウェブサイト（https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0110/04.htm）(令和3年8月16日に利用し、加工して作成)

<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：Vision

今月の開催日は9月9日（木）です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。

まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月9日（木）	7・8・9・10月決算法人様	9月3日（金）
10月7日（木）	8・9・10・11月決算法人様	10月5日（火）
11月11日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月5日（金）

※安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

<9月カレンダー>

9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限 *6月分消費税毎月納付の期限
28	火	*個人事業主の消費税中間申告分（口座振替日）
30	木	*7月決算法人の確定申告・納付期限 *1月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の4・10月決算法人）



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています